

大切なお知らせです

福祉医療費受給券・助成券の交付申請はお済みですか

次のいずれかに該当される方は申請することで、病院などでの医療費が軽減あるいは無料となる「福祉医療費受給券(助成券)」の交付を受けていただくことができます。まだ手続きがお済みでない方はお急ぎください。

助成対象者本人、配偶者、扶養義務者に対して所得制限があります。

1. 福祉医療費受給券・助成券

●**重度心身障害者(児)・重度心身障害老人**
身体障害者手帳1～3級所持者
知的障害の程度が重度の方
特別児童扶養手当1級支給対象児童

●**65～69歳老人**
市民税非課税世帯の方

●**母子家庭・父子家庭**
18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子

●**ひとり暮らし寡婦・ひとり暮らし高齢寡婦**
配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後その状態が継続すると見込まれる方

●**小中学生通院医療費助成**

市県民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に属する小中学生

2. 精神科通院医療費受給券・助成券

●**重度精神障害者(児)・重度精神障害老人**
精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
で自立支援医療(精神通院医療)を受けておられる方

※該当すると思われる方は、保険年金課または旧支所の地域市民センターで交付申請の手続きをしてください。

※申請月の初日からの助成となります。さかのぼっての助成はできません。

詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

問い合わせ
保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0689 / ☎63-4618

○**認知症サポーターとは・・・**
認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。この講演会では、認知症サポーターの証であり、「認知症の人を支援します」という

※この講演会は、認知症サポーター養成講座を兼ねています。

皆さん、認知症が病気ということを知っていますか。65歳以上の4人に1人が認知症(軽度認知障がいを含む)の症状があると言われ、ご家族や自分自身がいつなるかもしれない病気です。
認知症の症状の理由や正しい対応方法など認知症についての理解を深め、甲賀市を誰もが笑顔で暮らせる「まち」にしていきたいです。

2013年 認知症啓発講演会

参加無料 予約不要

意志を示すオレんヅリングをお渡しします。

【日時】10月31日(木)

13時30分から15時30分(受付13時から)

【会場】忍の里プラザ大ホール

【演題】認知症の理解と暮らしの中での関わり方

～私の心にまなごしを向けてほしい～

【講師】横井 賀津志氏

(関西福祉科学大学准教授)

【主催】甲賀市

【共催】甲賀市介護者の会

【後援】甲賀市社会福祉協議会

【協力】甲賀市キヤラバン・メイト

問い合わせ
長寿福祉課 地域支援係
☎65-0669 / ☎63-4591



障害児福祉手当・特別障害者手当制度

市では常時介護が必要な在宅の重度障害者の方に、その障害のために生じる負担を削減し、福祉の増進を図るため、次の手当を支給しています。

いずれの手当も診断書などによる認定が必要で、所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

障害児福祉手当

●**対象**

20歳未満の在宅の重度心身障害児で、身体障害者手帳1級(2級の一部を含む)程度の身体障害、または、障害の状態が上記と同じ程度以上の精神(知的)障害があると認められる人

●**支給額** / 14,180円(月額) ※10月から金額が変わりました。

特別障害者手当

●**対象**

20歳以上の在宅の重度心身障害者で、障害基礎年金の1級程度の障害が複数あり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある人

●**支給額** / 26,080円(月額) ※10月から金額が変わりました。

問い合わせ
自立支援課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085

開設しました

甲賀市上下水道料金お客様センター



▲10月1日からは、制服着用のセンター職員が対応

◎こんなときは、「甲賀市上下水道料金お客様センター」へお問い合わせください。
・引越などに伴い、水道の使用を開始・中止したい
・水道の使用料を変更したい
・水道料金や下水道使用料、口座振替について聞きたい
・水道メーターの検針のことで聞きたい

◎その他上下水道についてのお問い合わせは次のとおりです。
・道路などで漏水をみつけた
・水道の水質や水圧について聞きたい
・指定給水装置工事店や水道の工事のことで聞きたい
下水道課 / ☎86-8016

市と受託業者は個人情報取扱いの重要性を十分認識し、保護対策に万全を期しています。
また、お客様センターの従業員は制服を着用しており、市の発行する業務従事者証を携帯しています。

◎その他上下水道についてのお問い合わせは次のとおりです。
・道路などで漏水をみつけた
・水道の水質や水圧について聞きたい
・指定給水装置工事店や水道の工事のことで聞きたい
下水道課 / ☎86-8012

甲賀市では10月1日から、上下水道料金に関する業務を株式会社工コシテイサービスに委託し、「甲賀市上下水道料金お客様センター」を開設しました。お客様センターでは、窓口での受付や検針、料金徴収などの業務を行います。
【場所】甲賀市役所甲南庁舎1階上下水道料金課内
【窓口営業時間】8時30分から17時15分まで(平日のみ)
※窓口営業時間外も電話での受付には対応します。
☎86-8201

市税等口座振替通知書・振替結果のお知らせの廃止について



市税・料金等の支払い方法として口座登録をされている方を対象に送付しておりました「市税等口座振替(納付)通知書・市税等口座振替結果のお知らせ」(圧着ハガキ)は、平成25年9月送付をもって廃止しました。

水道料金・下水道使用料につきましては、9月の検針のお知らせから、使用水量のほか、請求予定額及び振替・納付期限日なども記載していますので、ご確認ください。

上下水道以外の税金につきましては、納税通知書や料金のお知らせにて、口座残高の管理をしていただきますようお願いいたします。

口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳でご確認ください。

継続車検対象の軽自動車税のみ引き続き「軽自動車税納税証明書」を送付します。

確定申告の際、固定資産税等を必要経費として申告される場合は、「納税通知書」や「課税資産明細書」で税額を確認していただけます。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として申告される場合は、必要であれば「納付証明書」(年金天引き分を除く年間の納付合計額)を発行します。

「市税等口座振替納付済確認書」が必要な場合は、お問い合わせください。

問い合わせ
●廃止全般について ☎ 滞納債権対策課 収納推進係 ☎65-0682 ☎63-4574
●上下水道料金検針のお知らせについて ☎ 上下水道料金課 料金係 ☎86-8014 ☎86-8032